

Ⅲ 社会人としての心構え

1 税金について

税金には、直接税と間接税があります。

① 直接税

所得税及び復興特別所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、住民税、固定資産税、自動車税等

② 間接税

消費税、地方消費税、酒税、自動車重量税 等

皆さんが納める税金は、社会福祉の増進や道路の建設・維持、教育の振興など、暮らしやすい社会を作るために使われます。「なんだかいっぱい取られるなあ」と思うかもしれませんが、「税金を納めること（納税）は国民の義務」ということを忘れないでください。皆さんが就職して働いてもらった給料からは、次の税金を納めなければなりません。

(1) 所得税及び復興特別所得税（国に納める税金）

所得税及び復興特別所得税は、1年間（1月1日～12月31日）に得た個人の所得に対してかかる税金です。給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収（天引き）されます。

しかし、この金額はその年の所得税及び復興特別所得税の見込み納税額であり、その年のすべての給与所得から算出された額ではないことから、これをきちんと精算する手続きが必要になります。この手続きは年末調整と呼ばれていて、通常は12月に支払われる最後の給与のときに行われます。なお、年末調整で控除することのできない「医療費控除」等を受けるためには、原則として税務署への確定申告を行う必要があります。

〔所得控除〕

所得税は、その人の1年間のすべての所得から個人の事情に応じて税の負担を調整したもの（所得控除）を差し引いた残り（課税所得）に税率を適用し計算されます。

所得控除の主な種類は次のとおりです。

- ・基礎控除
- ・配偶者控除、配偶者特別控除
- ・扶養控除
- ・障害者、勤労学生等を対象とした控除
- ・生命保険・地震保険料控除
- ・社会保険料控除
- ・医療費控除 など

■ スマホから確定申告

1 スマホ専用画面

給与所得以外に雑所得や一時所得がある方など、多くの方が**スマホ専用画面**をご利用いただけます。



申告書の作成はこちらから！

2 e-Tax 送信

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Tax で送信できます。



*マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、ID・パスワードがあれば、e-Tax で送信できます。

(2) 住民税（県、市町村に納める税金）

住民税は、「県民税」と「市町村民税」を併せて呼ぶ総称です。住民税は、前年の所得が課税の対象となっていますから、新卒の場合は働き始めた年の翌年から課税され、給与所得者は6月以降の給料から特別徴収（天引き）されます。

住民税は、「均等割」と「所得割」とに分かれていて、名称どおり納税者に均一な額を課税するのが「均等割」、納税者の所得に応じてかかるものが「所得割」となっています。

「均等割」は、現在、県民税が年額1,500円、市町村民税が年額3,000円となっています。本来の県民税の年額は1,000円ですが、岡山県では、森林の保全に充てるため、県民税に上乘せするかたちで、「おかやま森づくり県民税（年額500円）」を導入しています。

「所得割」は、所得税と同様、1年間の所得から所得控除を差し引いた「課税所得」に税率を乗じて算出します。

※なお、令和6年度からは、地球温暖化や災害を防止するために行う森林整備等に必要財源を安定的に確保するため、国税の森林環境税（年額1,000円）が住民税と併せて徴収されます。

特別徴収は法律上の義務です！

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）納入していただく制度で、法律で義務付けられています。

コラム18

成年年齢が18歳になりました

令和4年4月1日に、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

未成年者が法定代理人（親など）の同意を得ずに契約した場合は、原則として契約を取り消すこと（未成年者取消権）ができますが、18歳になると未成年者取消権の行使ができません。

18歳(成年)になったらできること

- 親など法定代理人の同意のない契約（携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードを作る、一人暮らしの部屋を借りるなど）
- 10年有効のパスポートの取得
- 国家資格（公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許など）の取得
- 結婚（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に）
- 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受ける

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- 飲酒
- 喫煙
- 競艇、競馬、競輪、オートレースの投票券を買う
- 養子を迎える